

### 3 ウェブアクセシビリティ等への対応状況

#### (1) ウェブアクセシビリティの確保

##### 【制度の概要】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号、資料 3）や第 4 次障害者基本計画（平成 30 年 3 月国会報告、資料 4）により、国の機関は、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むこととされている。

また、Web サイトガイドライン（資料 1）や Web サイトガイドブック（資料 2）では、国の機関のホームページについて、高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、JIS X 8341-3（日本産業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第 3 部：ウェブコンテンツ JIS X 8341-3：2016」を指す。）に基づく対応を進めることとされている（資料 1（3.1 4）Web サイト構築上の要件等 ⑤）、資料 2（5.2 5）アクセシビリティ対応）。

JIS X 8341-3 では、高齢者及び障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術（注 1）などに関係なく利用できるように、ウェブアクセシビリティで対応すべき個別の要件を規定した「達成基準」を規定している（資料 6）。主な達成基準としては、画像への代替テキストの提供に関する「非テキストコンテンツの達成基準」、ページ冒頭のメニュー等を読み飛ばせることに関する「ブロックスキップの達成基準」、リンクの目的が判断できることに関する「リンク目的（コンテキスト内）の達成基準」など 61 基準が規定されており、それぞれに A（最低レベル）、AA 又は、AAA（最高レベル）の 3 つのうち、いずれかのレベルが割り当てられている（資料 7）。

主な達成基準の内容及び具体的メリットは、表 3-(1)-①のとおりである。

（注 1）障害者が様々な機器を使用する際、操作の補助を行うために用いられるハードウェアやソフトウェアの総称。例えば、読み上げソフトやマウスの操作が困難な上肢障害者が使用するトラックボールなどがある。

表 3-(1)-① JIS X8341-3 の主な達成基準と達成基準の具体的メリット

達成基準 (注2)	達成基準の内容	達成基準の具体的メリット
1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準	<p>利用者に提示されるすべての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。ただし、次の場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コントロール、入力: 非テキストコンテンツが、コントロール又は利用者の入力を受け付けるものであるとき、その目的を説明する名前 (name) を提供している。(以下略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚的なコンテンツを知覚するのが困難な利用者の役に立つ。支援技術が、テキストを読み上げたり、視覚的に提示したり、点字に変換したりすることができるようになる。</li> <li>・ テキストによる代替は、写真、図面、その他の画像 (例えば、線画、グラフィックデザイン、絵画、3D 表現)、グラフ、図表、アニメーションなどの意味を理解するのが困難な利用者の役に立つことがある。等</li> </ul>
1.3.1 情報及び関係性の達成基準	<p>何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザエージェント (注3) が個々の利用者のニーズに応じてコンテンツに適応できるようにすることによって、様々な障害のある利用者の役に立つ。等</li> </ul>
2.4.1 ブロックスキップの達成基準	<p>複数のウェブページ上で繰り返されているコンテンツのブロックをスキップするメカニズムが利用できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この達成基準を満たしていない場合、何らかの障害のある利用者がウェブページのメインコンテンツへ素早くかつ容易に到達するのが困難になることがある。</li> <li>・ 同じサイト上でいくつかのページを訪れるスクリーンリーダーの利用者は、メインコンテンツが読み上げられる前に、ページごとのすべての見出しのグラフィック及び多数のナビゲーションリンクを聞かざるを得ない状態を回避できる。等</li> </ul>
2.4.4 リンク目的 (コンテキスト内) の達成基準	<p>それぞれのリンクの目的が、リンクのテキスト単独で判断できるか、又はリンクのテキストとプログラムによる解釈が可能なリンクのコンテキストから判断できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとって曖昧な場合は除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害のある人が、リンクの文脈を探ることによって、リンクの目的を判断できるようになる。等</li> </ul>
3.1.1 ページ言語の達成基準	<p>それぞれのウェブページのデフォルトの自然言語がどの言語であるか、プログラムによる解釈が可能である。</p>	<p>次のような利用者にはメリットがある:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクリーンリーダー又はテキストを合成音声に変換するその他の技術を使用している利用者。</li> <li>・ 例えば、文字及びアルファベットを認識したり、単語を読み取ったりすることのように、流暢かつ正確に書かれたものを読むことが困難な利用者。</li> </ul>

		・テキストを音声に変換するソフトウェアを使用している、特定の認知の障害、言語の障害、及び学習障害のある利用者。等
3.3.2 ラベル (注4) 又は説明の達成基準	コンテンツが利用者の入力を要求する場合は、ラベル又は説明文が提供されている。	・input 要素 (注5) と label 要素 (注6) が関連付けられている場合、入力欄にフォーカスが当たったときにスクリーンリーダーによってラベルが読み上げられ、かつ、ラベル又はコントロールのクリックでコントロールが選択されるために、より大きなコントロールのクリック範囲によって運動に障害のある利用者は助けられるだろう。 ・関連付けられたテキストフィールドのすぐ近くにラベルを置くことによって、画面拡大ソフトの利用者にとっては、そのテキストフィールド及びラベルがページを拡大した画面内に収まりやすくなる。等
4.1.1 構文解析の達成基準	マークアップ言語を用いて実装されているコンテンツにおいては、要素には完全な開始タグ及び終了タグがあり、要素は仕様に従って入れ子になっていて、要素には重複した属性がなく、どの ID も一意的である。ただし、仕様で認められているものを除く。	・ウェブページに完全な開始タグ及び終了タグがあり、仕様に準じて入れ子になっていることを確保することで、支援技術がコンテンツを正確かつ衝突することなく解析できるようになる。
4.1.2 名前 (name)、役割 (role) 及び値 (value) の達成基準	全てのユーザインタフェース コンポーネント (フォームを構成する要素、リンク、スクリプトが生成するコンポーネントなど) では、名前 (name) 及び役割 (role) は、プログラムによる解釈が可能である。また、状態、プロパティ、利用者が設定可能な値はプログラムによる設定が可能である。そして、支援技術を含むユーザエージェントが、これらの項目に対する変更通知を利用できる。	・全てのユーザインタフェース コンポーネントに、役割 (role)、状態、及び値の情報を提供することで、例えば、スクリーンリーダー、画面拡大ソフトウェア、及び音声認識ソフトウェアなどの、障害のある利用者が使用する支援技術との互換性を保つことが可能になる。

(注) 1 JIS X8341-3 及び「WCAG※12.0 解説書」(World Wide Web Consortium(以下「W3C」という※2)作成、ウェブアクセシビリティ基盤委員会による日本語訳 (<https://waic.jp/docs/UNDERSTANDING-WCAG20/Overview.html>)) を基に当局で作成した。

※1 Web Content Accessibility Guidelines. W3C の勧告するウェブアクセシビリティに関するガイドライン。2012年10月に WCAG 2.0 が ISO/IEC 国際規格「ISO/IEC 40500」として承認された。

※2 World Wide Web で使用される各種技術の標準化を推進するために設立された標準化団体。HTML (Hyper Text Markup Language. ホームページ等を作成するための代表的技術) 等の技術に関わる規格を勧告している。

2 本表記載の達成基準のレベルは、全て「A」(最低レベル)

3 ウェブコンテンツを取得して利用者に提示するあらゆるソフトウェア (ウェブブラウザ、メディ

アプレーヤなど)

- 4 テキスト、又はテキストによる代替を伴うコンポーネント（ソフトウェア、システムを構成する要素など）で、ウェブコンテンツ内のコンポーネントを識別するために利用者に提示されているもの。
- 5 ユーザーがデータ入力できるようにするためのフォームコントロール（文字の入力欄やチェックボックス、送信ボタンなど）
- 6 メニュー項目やグループ化されたメニュー項目に対してラベルを設定するための属性。属性値にラベルとなる文字列を指定することで、メニュー項目やグループ化されたメニュー項目に対してラベルを設定することができる。

さらに、運用ガイドラインでは、国の機関等が管理運営するホームページにおいてウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X 8341-3 に基づいて実施すべき取組項目（ウェブアクセシビリティに関する内容を含む職員研修（以下「アクセシビリティ研修」という。）を含む、項目 1(1)ウ参照）と手順、重視すべき考え方等を解説している。このうち PDF ファイルによる情報提供については、PDF ファイルと同じ内容のページの HTML での作成・掲載やアクセシビリティに対応した PDF の作成などを行い、これが困難な場合は PDF で提供されている内容の概要を説明するページを作成するなどの代替手段を講じることとされている（資料 8）。

## 【調査結果】

### ア ウェブアクセシビリティへの対応状況

今回、調査対象 28 機関が管理運営しているホームページのうち、トップページ（注 2）について、ウェブアクセシビリティチェックツール（ウェブページが JIS X 8341-3 に対応しているかチェックするソフトウェア、以下「チェックツール」という。）及び読み上げソフト（注 3）により、ウェブアクセシビリティへの対応状況を調査した結果、令和 3 年 8 月 11 日時点で、JIS X 8341-3 の達成基準における適合レベルで最低のレベル A を達成していない、すなわち「ウェブアクセシビリティが確保されていない事例」が、17 機関のホームページで 38 事例みられた。

（注 2）調査対象機関のうち、近畿地方整備局（本局）については、同局港湾空港部のホームページは本局ホームページと独立して管理運営されていることから、本局と港湾空港部のトップページ双方を確認対象とした。

（注 3）確認時に使用したチェックツール及び読み上げソフトは、次のとおりである。

- なお、チェックツール等は、記載したアドレスのホームページから無料で入手可能、又はパソコン及びモバイル端末の基本ソフトに搭載されている。
- i チェックツール
    - ・ 「みんなのアクセシビリティ評価ツール：miChecker（エムアイチェッカー）Ver. 2.0」（総務省、以下「miChecker」という、[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/michecker.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html)）
  - ii 読み上げソフト
    - i) パソコン用

- ・ 「NVDA 日本語版」(NVDA 日本語チーム、<https://www.nvda.jp/>)
  - ・ 「クリエイター版 PC-Talker Neo Plus」(株式会社高知システム開発、<https://www.aok-net.com/pctksdk.htm>)  
※音声読み上げは実施されないが、読み上げ結果をテキストデータで提供
  - ・ 「ナレーター」(Microsoft 社、Windows10 以降の基本ソフトに搭載)
- ii) モバイル端末用
- ・ 「VoiceOver」(Apple 社、iOS に搭載)
  - ・ 「TalkBack」(Google 社、Android に搭載)

これら 38 事例の概要等は、表 3-(1)-②のとおりである。

表 3-(1)-② ウェブアクセシビリティが確保されていない事例及びこれに対する調査対象機関の説明内容等

i) 画像への代替テキストの設定に関する事例 (11 事例)

- ① 代替テキストが設定されていないため、読み上げソフトで音声読み上げが行われず、視覚障害者が画像等の内容を理解することが困難な例 (達成基準 1.1.1) : 4 機関 (事列表 3-(1)-①)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
近畿地方整備局 (港湾空港部、※)	代替テキストの設定は、手入力で行う必要があるが、ウェブアクセシビリティに関する理解が十分でなかったことから、編集作業において当該設定が漏れてしまった。	自機関	改善済
近畿運輸局	CMS の機能でウェブアクセシビリティに対応できていると認識していたこと及び更新時の確認不足。	自機関	改善済
第五管区海上保安本部	ウェブアクセシビリティに関する本省庁からの通知や指示がないことから、広報担当課が当該事例の発生について把握できていなかった。	自機関	未改善
近畿中部防衛局	更新時のミスであり、また、公開時の複数職員によるチェックも実施できていなかったと思われる。	自機関	改善済

(※) 近畿地方整備局 (港湾空港部) では 2 事例発生、2 事例とも調査後改善済

- ② 代替テキストが設定された画像の直前又は直後に代替テキストと同じ内容のテキストデータが存在するため、読み上げソフトが同じ内容を繰り返して読み上げ、視覚障害者が煩瑣<sup>はんさ</sup>を感じるおそれがある例 (達成基準 1.1.1) : 3 機関 (事列表 3-(1)-②)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
近畿中国森林管理局	当該事例はシステム上の設定により発生したと考えられる。今回の調査を受け、林野庁本庁のシステム管理者と相談の上、発生原因の解消に取り組んでいる。	自機関	未改善
瀬戸内海漁業調整事務所	該当箇所は、水産庁本庁が管理しているため事例が発生した理由は不明であり、当事務所による修正対応は編集権限がないため困難。 また、利用者から利便性について改善要望を求める意見がないことから、修正対応は必要ないと考えていたが、今回の調査を受け、修正を検討したい。	本省庁	未改善

神戸運輸監理部	各地方運輸局等での CMS 導入時、ホームページのバナー（※1）に関する箇所の HTML の設定内容が定まっていなかったことからソースコードの調整を行い、その際、暫定措置として、h2 タグ（※2）に既にバナーに設定している代替テキストの情報を記述（画面上は表示されない）することとしたため、既存の代替テキストの内容と h2 タグの記述との重複が生じた。	自機関	未改善
---------	--	-----	-----

（※1） Web ページに表示される Web サイトの広告やリンクの画像

（※2） ホームページにおける見出しを特定するための要素

③ 代替テキストの内容が画像の内容と異なっているため、読み上げソフトを使用する視覚障害者が画像の内容を誤解する例（達成基準 1.1.1）： 3 機関（事例表 3-(1)-③）

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
近畿地方整備局（港湾空港部）	代替テキストの設定は、手入力で行う必要があるが、ウェブアクセシビリティに関する理解が十分でなかったことから、編集作業において代替テキストと画像の内容が異なってしまった。	自機関	改善済
神戸運輸監理部	バナー画像設置時の代替テキストの入力誤りと思われる。	自機関	改善済
近畿中部防衛局	更新時のミスであり、公開時の複数職員によるチェックも実施できていなかったと思われる。	自機関	改善済

ii) メニュー等を読み飛ばし本文等へジャンプできる機能に関する事例（6 事例）

④ 本文へジャンプする機能が設定されていない例（達成基準 2.4.1）： 1 機関（事例表 3-(1)-④）

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
近畿中部防衛局	ホームページ更新等について、専任で担当する職員やそのスキルを有している職員がいないため、ウェブアクセシビリティに関する職員の知識が十分ではなく、当該設定を講じる必要性を感じていなかった。	自機関	改善済

⑤ 本文へジャンプする機能が設定されているが、機能していない例（達成基準 2.4.1）： 4 機関（事例表 3-(1)-⑤）

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
大阪矯正管区	担当者が当該機能の設定について理解していなかった。	自機関	改善済
近畿地方更生保護委員会	令和 2 年度に法務本省が行った同省ホームページのデザイン変更等に伴い、不具合が発生したためと考えられる。また、当委員会ホームページの編集については、法務省大臣官房秘書課広報室が所管しているため、当委員会での修正対応はできない。	本省庁	未改善

大阪保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	本省庁	未改善
神戸保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	本省庁	未改善

⑥ 本文へジャンプする機能が画面上は非表示で設定されているが、機能していない例  
(達成基準 2.4.1) : 1 機関 (事例表 3-(1)-⑤)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
近畿運輸局	CMS の機能でウェブアクセシビリティに対応できていると認識していたこと及び更新時の確認不足。	自機関	未改善

iii) リンク先の内容が分かる代替テキストの設定に関する事例 (9 事例)

⑦ リンクを設定したバナー等に代替テキストを設定していないため、リンク先の内容が読み上げソフトで読み上げられず、視覚障害者が理解できないおそれがある例  
(達成基準 2.4.4) : 7 機関 (事例表 3-(1)-⑥)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
大阪矯正管区	リンクを有する画像への代替テキストの設定の必要性について理解していなかった。	自機関	改善済
大阪法務局	代替テキストの設定が必須であると認識していなかった。	自機関	改善済
近畿地方整備局 (港湾空港部)	代替テキストの設定は、手入力で行う必要があるが、ウェブアクセシビリティに関する理解が十分でなかったことから、編集作業において当該設定が漏れてしまった。	自機関	改善済
近畿運輸局	CMS の機能によりウェブアクセシビリティに対応できていると認識していたこと及び更新時の確認不足。	自機関	改善済
神戸運輸監理部	バナー設置時の代替テキストの入力漏れと思われる。	自機関	改善済
第五管区海上保安本部	ウェブアクセシビリティに関する本省庁からの通知や指示がないことから、広報担当課職員が当該事例の発生について把握できていなかった。	自機関	未改善
近畿中部防衛局	更新時のミスであり、また、公開時の複数職員によるチェックも実施できていなかったと思われる。	自機関	改善済

⑧ 機関トップページへのリンクが設定された機関ロゴ画像 (※) に代替テキストを設定していないため、視覚障害者がリンク先を機関トップページであることを理解できない例  
(達成基準 2.4.4) : 2 機関

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
大阪管区気象台	ホームページリニューアル時、代替テキストの設定を失念していた。	自機関	改善済
近畿地方整備局 (本局)	当該ロゴはフッタ部分に掲載のため、読み上げ対象とした場合、ホームページの 2 階層、3 階層と入っていくたびに読み上げることとなり、閲覧者にとって煩瑣になる	自機関	未改善

	と思われるため、代替テキストを設定していなかった。		
--	---------------------------	--	--

(※) 機関のシンボルマークや機関名を表示する画像

iv) その他の事例 (12 事例)

⑨ ホームページ上の入力フォームの目的(サイト内検索等)について、設定等の不備から読み上げソフトを使用する視覚障害者が理解することが困難なおそれがある例(達成基準 1.1.1、1.3.1、3.3.2、4.1.2) : 3 機関 (事例表 3-(1)-⑦)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
大阪国税局	当該事例の箇所(税務署検索フォーム)は、国税庁本庁が管理する箇所であるため、発生した理由等については不明であり、当局の判断による修正はできない。	本省庁	未改善
近畿地方整備局(本局)	サイト内検索フォームはヘッダ部分に掲載のため、読み上げ対象とすると、ホームページの2階層、3階層と入っていくたびに読み上げることとなるため、ウェブアクセシビリティに関する措置の設定対象としていなかった。	自機関	未改善
大阪航空局	サイト内検索フォームに関する現状のソースコードの設定内容は、運用ガイドラインで規定されている内容に対応できると誤認していた。	自機関	未改善

⑩ 同一ページ内に id 属性が複数設定されているため、ページ内リンク(※)等が動作しない可能性がある例(達成基準 4.1.1) : 7 機関

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
大阪矯正管区	修正する必要性はあるが、法務省本省が管理しているため、発生した理由は不明であり、当管区において修正はできない	本省庁	未改善
近畿地方更生保護委員会	令和2年度に法務本省が行った同省ホームページのデザイン変更等に伴い、不具合が発生したものと考えられる。また、当委員会ホームページの編集については、法務省大臣官房秘書課広報室が所管しているため、当委員会での修正対応はできない。	本省庁	未改善
大阪保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	本省庁	未改善
神戸保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	本省庁	未改善
近畿経済産業局	当該事例は、他の箇所に記載されたソースコードをコピーした際に id 属性を書き換えることを失念し、ホームページ公開時の確認においてウェブアクセシビリティ上問題があることに気が付かず公開することになった。	自機関	改善済
第五管区海上保安本部	ウェブアクセシビリティに関する海上保安庁本庁からの通知や指示がないことから、広報担当課職員が当該事例の発生について把握できていなかった。	自機関	未改善
近畿中部防衛局	更新時のミスであり、公開時の複数職員によるチェックも実施できていなかったと思われる。	自機関	改善済



(※) 同じページ内の特定の場所にジャンプ（移動、遷移）するリンク

⑪ 文書内で主に利用される言語を設定していない又は設定内容が Web サイトガイドブックで導入を推奨されている HTML5 (※) に準拠していない例（達成基準 3.1.1）： 2 機関

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
中部近畿産業保安監督部近畿支部	ホームページ開設時（平成 17 年）以降、当該設定箇所の更新等を行っていないと思われるが、当時の状況は不明。	自機関	未改善
近畿中部防衛局	ホームページ更新等について、専任に担当する職員やそのスキルを有している職員がいないことから、ウェブアクセシビリティに関する職員の知識が十分ではなく、言語に関する設定を講じる必要性を感じていなかった。	自機関	未改善

(※) W3C が 2014 年に勧告した HTML。なお、2021 年には当該技術の後継である HTML Living Standard が勧告されている。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「調査後の改善状況」は、今回の調査結果を踏まえ、令和 4 年 2 月 15 日時点での調査対象機関による改善措置状況を示す（後述参照）。

これらの 17 機関の 38 事例のうち 8 機関の 18 事例については、今回の調査結果を踏まえ、令和 4 年 2 月 15 日までに関係機関により改善措置が講じられている（表 3-(1)-②、図表 3-(1)-①）。一方、その他の事例のうち一部については、ホームページの編集や、ウェブアクセシビリティが確保されていない事例の箇所は本省庁が編集・管理していることから、自機関の判断で改善措置を講じられないと説明する機関がみられた。

なお、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページを利用する関係団体からの意見聴取（前述項目 1(2)参照）において、障害者団体等から、視覚障害者は、読み上げソフトを利用し、また、マウス等は使用せず、原則キーボードのみを使用してホームページを閲覧しているため、視覚障害者のホームページ利用について、次のとおり意見を寄せている（詳細は図表 3-(1)-②参照）。

- ① 画像に代替テキストが設定されていない場合、画像の存在自体が理解できない。
- ② ページ冒頭のメニューなどを読み飛ばせる機能がいない場合、本文の閲覧まで時間を要する。
- ③ リンク設定があるバナーに代替テキストが設定されていない場合、どのようなページにリンクしているか理解できない。

## イ ウェブアクセシビリティが確保されていない事例発生の背景事情

### (ア) 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティに関する取組等の実施状況

調査対象 28 機関が管理運営しているホームページについて、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの間に JIS X 8341-3 に基づく試験の実施やチェックツールによるウェブアクセシビリティ確保の確認などのウェブアクセシビリティに関する取組、及びホームページに関する職員研修（注 4）のうちアクセシビリティ研修の実施状況をみると、表 3-(1)-③のとおり、多くの機関で当該取組やアクセシビリティ研修が実施されていない状況がみられた。

（注 4） ホームページに関する職員研修の実施状況は、項目 1（1）ウ参照。

特に、ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が発生している 17 機関についてみると、i) ウェブアクセシビリティに関する取組を実施していないもの 10 機関、ii) アクセシビリティ研修を実施していないもの 14 機関、iii) 同取組と同研修の双方とも実施していないもの 9 機関（前述 i）及び ii）の該当機関）と半数以上の機関で当該取組等が実施されていない。

表 3-(1)-③ 調査対象機関における事例の発生状況並びにウェブアクセシビリティに関する取組及びアクセシビリティ研修の実施状況（平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの実績）

機関名	ウェブアクセシビリティが確保されていない事例の有無（事例数）	i) ウェブアクセシビリティに関する取組の実施実績の有無（注 2）	ii) アクセシビリティ研修の実施実績の有無
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所	無	有④⑤⑦（注 3）	無
近畿管区行政評価局	無	有④	有
近畿総合通信局	無	有④⑤	有
大阪矯正管区	有 (3)	無	無
近畿地方更生保護委員会	有 (2)	無	無
大阪保護観察所	有 (2)	無	無
神戸保護観察所	有 (2)	無	無
大阪法務局	有 (1)	無	無
大阪出入国在留管理局	無	有④	有
近畿財務局	無	有⑤⑥	有
大阪税関	無	有③	無
神戸税関	無	有③	無
大阪国税局	有 (1)	有④	無
近畿厚生局	無	有①⑤⑥	無（注 4）
大阪労働局	無	有⑤	無
兵庫労働局	無	有⑤	無

近畿中国森林管理局	有 (1)	有④⑤	有
瀬戸内海漁業調整事務所	有 (1)	有⑤	無
近畿経済産業局	有 (1)	有①④	有
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	有 (1)	無	有
近畿地方整備局	有 (6)	有①②③④	無 (注 5)
近畿運輸局	<b>有 (3)</b>	<b>無</b>	<b>無</b>
神戸運輸監理部	<b>有 (3)</b>	<b>無</b>	<b>無</b> (注 4)
大阪航空局	有 (1)	有①	無 (注 4)
大阪管区气象台	<b>有 (1)</b>	<b>無</b>	<b>無</b>
第五管区海上保安本部	<b>有 (3)</b>	<b>無</b>	<b>無</b>
近畿地方環境事務所	無	有⑤⑦ (注 3)	有
近畿中部防衛局	有 (6)	有④⑦ (注 3)	無
<b>(事例有・未実施の機関合計)</b>	<b>17 機関</b>	<b>10 機関</b>	<b>20 機関</b>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「ウェブアクセシビリティに関する取組の実施実績の有無」は、調査対象機関が自ら実施する取組が対象

3 「ウェブアクセシビリティに関する取組の実施実績の有無」の「有」の後の丸付数字は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの間に実施実績のあった取組の内容を示す。①から⑦までの内容は次のとおり。

- ① 出先機関が独自に作成したウェブアクセシビリティに関する方針をホームページで公表
- ② 出先機関独自にホームページにおける JIS X 8341-3 に基づく試験を実施
- ③ チェックツールによるウェブアクセシビリティ確保の確認
- ④ ホームページで提供する PDF に関するウェブアクセシビリティの確保 (アクセシビリティの確認、PDF と同じ内容の情報を HTML 様式でも提供、スキャン結果からの PDF 作成は行わない等)。
- ⑤ CMS の機能によるウェブアクセシビリティ確保の確認
- ⑥ ホームページ作成を委託する事業者に対するウェブアクセシビリティ確保の指示
- ⑦ その他

「その他」の内容は次のとおり。

- ・掲載内容について読み上げソフトが正確に読み上げることについては、CMS によるチェックでは限界があるため、掲載作業の段階で正確な読み上げができるような記載を行っている。例えば、「水曜日」について記載する際は「(水)」ではなく「(水曜)」とすることで、読み上げの際、内容が正確に伝わるようにしている。(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所)
- ・目視によるウェブアクセシビリティの確認 (近畿地方環境事務所)
- ・色のみでの区別は行わない、文字色と背景とのコントラストの確保する等 (近畿中部防衛局)

4 ホームページに関する職員研修の実施実績はあるが、アクセシビリティ研修の実績はなし (項目 1(1)ウ参照)。

5 近畿地方整備局は、ホームページに関する職員研修の実施実績はあるが (アクセシビリティ研修の実施実績なし) が、同局港湾空港部は同研修の対象外 (項目 1(1)ウ参照)

6 太字は、ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が「有」かつウェブアクセシビリティに関する取組の実施実績とアクセシビリティ研修の実施実績の双方とも「無」であるもの。

#### (イ) 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティに関する取組の未実施理由等

ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が発生している 17 機関のうち、ウェブアクセシビリティに関する取組を実施していない 10 機関は、その主な理由について次のとおり説明している (図表 3-(1)-③、④)。

- ① ウェブアクセシビリティの必要性について承知していなかった： 1 機関 (大阪

矯正管区)

- ② 国民等からホームページにおけるウェブアクセシビリティの確保に関する意見要望や照会等がなかったため： 3 機関（大阪法務局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、第五管区海上保安本部）
- ③ CMS を導入していることから、別途ウェブアクセシビリティに関する取組を実施しなくても、ホームページのウェブアクセシビリティの確保が可能と誤解していたため： 2 機関（近畿運輸局、神戸運輸監理部）
- ④ 本省庁がウェブアクセシビリティに関する取組を実施（担当）しているため： 4 機関（近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、神戸保護観察所、大阪管区气象台）

一方、参考調査した地方公共団体 5 団体の中には、ホームページのウェブアクセシビリティの確保のために、ユーザー目線での検証も必要である等の理由から、同市ホームページから抽出した 10 ページについて、視覚障害者、肢体障害者、高齢者等が実際にパソコンを操作し、ウェブアクセシビリティが確保されているかどうかを検証するユーザー評価を毎年度実施（神戸市）、地方公共団体が設定した条件で目的の情報にたどり着けるか実際に障害者や高齢者に操作してもらい、その際得られた改善意見を基にホームページの修正を実施（姫路市）など、ウェブアクセシビリティに関する取組を実施している団体がみられた（図表 3-(1)-⑤）。

なお、ホームページのウェブアクセシビリティに関する取組について、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体からの意見聴取では、学識経験者や障害者団体等から、「ウェブアクセシビリティを確保するためには、チェックツールでの確認だけでは限界があるため、読み上げソフトにより当該ページの音声読み上げを行い、掲載内容が理解可能かどうかの確認が必要である。」との意見が聞かれた（図表 3-(1)-⑥）。

#### （ウ）事例発生機関におけるアクセシビリティ研修の未実施理由等

ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が発生している 17 機関のうち、アクセシビリティ研修の実績がない（令和 3 年 7 月 15 日現在）14 機関（図表 3-(1)-⑦）は、その理由について、次のとおり説明している（理由は重複あり。図表 3-(1)-⑧）。

- ① 広報担当課職員は、日常業務などを通じてウェブアクセシビリティに関する知識を習得している： 5 機関（大阪法務局、大阪矯正管区、近畿地方整備局（注 5）、大阪航空局、大阪管区气象台）
- ② 本省庁が主催するアクセシビリティ研修の受講機会がなかった： 3 機関（大阪矯正管区、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿中部防衛局）

- ③ 本省からホームページ編集を独自に行える権限を付与されていない： 3 機関（近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、神戸保護観察所）
- ④ ウェブアクセシビリティを含むホームページの更新等に関する知識習得は、広報担当課職員の異動時の事務引継で対応できる： 2 機関（第五管区海上保安本部、近畿中部防衛局）
- ⑤ CMS を導入していることから、ウェブアクセシビリティに関する知識を習得しなくてもウェブアクセシビリティの確保が可能と考えていた： 2 機関（近畿運輸局、神戸運輸監理部）。
- ⑥ 本省庁においてウェブアクセシビリティ確保に関する対応を行っていることから、研修を行う必要がない： 1 機関（大阪国税局）
- ⑦ 特に理由はない： 1 機関（近畿地方整備局（注6））

（注5）近畿地方整備局のうち、港湾空港部

（注6）近畿地方整備局のうち、本局。なお、同局は、項目1(1)ウ及び表3-(1)-③のとおり、ホームページに関する職員研修の実施実績はあるが、アクセシビリティ研修の実施実績はない。

一方、参考調査した地方公共団体 5 団体は、いずれもアクセシビリティ研修を実施し、この中でウェブアクセシビリティの必要性や CMS のウェブアクセシビリティ機能の使用方法等の説明、周知を行っている（図表3-(1)-⑨）。

## ウ PDF ファイルによる情報提供の状況

調査対象 28 機関が管理運営しているホームページにおける PDF ファイルによる情報提供の状況をみると、表 3-(1)-④のとおり、多くの機関で、運用ガイドラインに基づいたウェブアクセシビリティの対応が取られていない状況がみられた（詳細は図表 3-(1)-⑩参照）。

表 3-(1)-④ 調査対象機関のホームページにおける PDF ファイルで情報提供する場合のウェブアクセシビリティ確保に関する対応状況

対応区分	① PDF ファイルと同じ内容のページを作成・掲載	② アクセシビリティに対応した PDF ファイルを作成	③ PDF ファイルで提供されている内容の概要を説明するページを作成	④ PDF ファイルで提供されている内容に関する問い合わせ先を明記	⑤ PDF ファイルに併せて、Word などの元のファイルに掲載
実施機関数	4	6	4	16	2
未実施機関数	25	23	25	13	27

（注）1 図表 3-(1)-⑩を基に作成した。

2 ①及び②は、運用ガイドライン（資料8）記載の JIS X 8341-3 を満たす対応、③から⑤の対応は、同ガイドラインで例示されている JIS X 8341-3 を満たす対応が難しい場合の代替手段。

JIS X 8341-3 を満たす対応を実施（①と②の双方又はいずれか一方を実施）している機関は 9 機関

3 本表の機関数は、近畿地方整備局は本局と港湾空港部がそれぞれ独立してホームページを管理

運営していることから、別機関として取り扱っている（全機関数 29 機関）。

4 「実施機関数」には一部の PDF ファイルについて対応を実施している機関を含む。

こうした未対応の理由について、該当する機関は、次のとおり、対応に係る負担や必要性に係る認識が不十分であったこと等を挙げている（詳細は図表 3-(1)-⑩参照）。

- ① ウェブアクセシビリティ対応が PDF ファイルに必要なとの認識が十分でなかったことから対応していなかった。
- ② PDF ファイルについても JIS X 8341-3 に対応する必要性は理解していたが、マンパワーに限界があったため対応していなかった。
- ③ 提供している PDF ファイルを含めウェブアクセシビリティに関する外部からの問い合わせがないため、対応していなかった。
- ④ PDF は編集されにくいことから、ウェブアクセシビリティに関する認識がないまま、安全性の観点から PDF で掲載していた。

一方、調査対象 28 機関の中には、i) 自機関のホームページに掲載している PDF と同じ内容の HTML ページを掲載している機関（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）、ii) PDF は可能な限り掲載しない方針であり、掲載する場合はアクセシビリティに対応した PDF を作成している機関（近畿経済産業局）など、運用ガイドラインに基づいた対応を行っている例がみられた。

また、参考調査した大阪市は、同市ホームページへの PDF 掲載に関して「大阪市ウェブアクセシビリティガイドライン 第 5 版」（大阪市政策企画室市民情報部広報担当、平成 25 年 3 月 29 日策定、令和 3 年 4 月 1 日一部改定）及び職員研修において、次の内容等を説明、周知している。

- ・ 紙の文書をスキャナーなどで画像として取り込み、PDF に変換したものを提供しない。
- ・ 利用者が PDF を利用できない場合でも内容を把握できるよう、PDF で提供している情報の内容をテキストで掲載する。対応が難しい場合は、提供している内容に関する問い合わせ先を明記する。

なお、PDF による情報提供について、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体等からの意見聴取では、障害者団体等から次の意見がみられた（図表 3-(1)-⑪）。

- i) 行政機関、民間企業にかかわらず、ホームページ編集担当者は、取りあえず PDF で提供しておけば良いという意識があるようだが、PDF は音声読み上げに適していないので、非常に困っている。
- ii) 読み上げソフトで正しく読み上げられるよう配慮してほしい。

## 【所見】

以上のことから、ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が認められた各機関は、ホームページにおけるウェブアクセシビリティを推進する観点から、次の措置を実施すること。

- ① ウェブアクセシビリティが確保されていない事例について、速やかに改善を図り、事例の箇所を本省庁が編集・管理している場合、本省庁に対して改善措置を要請すること。
- ② ウェブアクセシビリティに関する取組の定期的・組織的な実施等により、JIS X 8341-3 を踏まえホームページの適切な更新作業等を行い、ウェブアクセシビリティの確保に努めること。
- ③ ウェブアクセシビリティ研修の実施等を通じ、職員のウェブアクセシビリティに関する必要性の認識や関連知識の習得を図ること。

(注) 所見に該当する機関は、所見該当一覧（調査対象機関別）（103 ページ）を参照

図表 3-(1)-① 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティが確保されていない事例のうち、改善済の事例（令和4年2月15日まで）

類型	事例の概要（達成基準）	令和4年2月15日までに改善を図った機関
①	代替テキストの設定がないため、読み上げソフトを使用する閲覧者が画像等の内容を理解することが困難な例（1.1.1）	近畿地方整備局（港湾空港部、2事例）、近畿運輸局、近畿中部防衛局
③	代替テキストの内容が適切ではないため、読み上げソフトを使用する閲覧者が画像の内容を誤解する例（1.1.1）	近畿地方整備局（港湾空港部）、神戸運輸監理部、近畿中部防衛局
④	本文へジャンプする機能が設定されていない例（2.4.1）	近畿中部防衛局
⑤	本文へジャンプする機能が設定されているが、機能していない例	大阪矯正管区
⑦	バナー等のリンク内に読み上げ可能なテキストを設定しておらず、リンク先の内容が不明なおそれのある例（2.4.4）	大阪矯正管区、大阪法務局、近畿地方整備局（港湾空港部）、近畿運輸局、神戸運輸監理部、近畿中部防衛局
⑧	機関トップページへのリンクが設定された機関ロゴ画像に読み上げ可能なテキストを設定しておらず、リンク先の内容が不明な例（2.4.4）	大阪管区气象台
⑩	id属性が複数設定されているため、ページ内リンク等が動作しない可能性のある例（4.1.1）	近畿経済産業局、近畿中部防衛局

（注）1 当局の調査結果による。

2 令和4年2月15日までに該当する事例について修正の実績がなかった類型については、本表の対象としていない。

図表 3-(1)-② ウェブアクセシビリティに関する学識経験者や障害者団体等からの意見（JIS X 8341-3に関する意見）

達成基準	意見の内容
1.1.1（注2） 非テキストコンテンツの達成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替テキストがないと、画像があること自体理解できない（障害者団体）。</li> </ul>
2.4.1（注2） ブロックスキップの達成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>読み上げソフトを用いてホームページを閲覧する際、本文へのジャンプ機能がない場合、上から順に読み上げていくが、読み上げの順番が適切でなかったり、ヘッダやフッタ、サイドメニュー等の読み上げが優先されたりするため、本文にたどり着くまで時間が掛かる場合がある（障害者団体）。</li> <li>見出しやジャンプ機能を備えてくれた方が読み上げやすい（障害者団体）。</li> <li>グローバルナビゲーション等を読み飛ばし、本文に直接飛ばす設定は非常に重要（障害者団体）。</li> <li>ヘッダ部にどうしても多くのリンクや内容を掲載せざるを得ない場合は、「本文へジャンプ」や「メインナビゲーションへジャンプ」</li> </ul>



	<p>プ」などの移動のためのリンクを作っていたきたい（障害者団体）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リンクからリンク先ページを開いた直後の読み上げ先の位置が、ページヘッダやグローバルメニュー等の位置ではなく、本文の開始位置となることについて規格化してほしい（ホームページ制作者）。</li> </ul>
<p>2.4.4（注2） リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リンクが設定されている画像に代替テキストがないと、読み上げソフトでは画像のリンク先の URL が読み上げられるだけで、リンク先にどのような内容が掲載されているか理解できない（障害者団体）。</li> <li>画像を画像リンクとして掲載する場合、alt 属性（代替テキスト）を省略すると、実際に音声で読み上げた場合に何のリンクであるか判断できないため、同属性を省略せずに記入する必要がある。同属性の省略は、その画像が装飾的なものとして表示されている（ページ内容として具体的な意味を伝えるものではない）か、その画像周辺に画像内容を説明する文字情報が提示されている場合に限る（学識経験者）。</li> </ul>
<p>4.1.1 構文解析の達成基準</p>	<p>「id 属性」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>id 属性は、一般的に記事内の目次移動、ページ内リンクへ用いられる技術であり、ホームページにおいて同一の当該属性が複数設定されている場合、読み上げソフトで閲覧した際に、ページ内ジャンプや読み上げ開始位置指定において悪影響となる場合がある。また、id 属性を含むページが複数段階に渡って読み込まれる構造のホームページの場合、読み上げソフト使用時、同一の id 属性が設定された場合、後に読み込まれる方の id が認識不能の場合があるので留意してほしい。（ホームページ制作者）。</li> <li>JIS X8341-3 の達成基準「4.1.1」が準拠している、W3C が定めるウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0 の原則 4（Robust（堅ろう）、注 3）では、文法的に間違いのないページ記述が求められていることから、id 属性が重複するページは、当該 JIS 規格に基づかないものとなる。 同じ属性値（例：id="contentsArea"）が同一ページ内に複数用いられた場合、ページ内容を解釈する支援技術（ソフト）はそのうちの 1 箇所しか着目せず、それ以外の箇所は同じ id 属性値を持つにもかかわらず考慮されない（例えば、当該箇所に適切に到達できない）可能性がある（学識経験者）。</li> </ul>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 達成基準 1.1.1 から 2.4.4 までは、閲覧時に読み上げソフトを使用する際の意見

3 WCAG2.0（抄）

「原則 4：堅牢（robust）－コンテンツは、支援技術を含む様々なユーザエージェントが確実に解釈できるように十分に堅牢（robust）でなければならない。」

図表 3-(1)-③ 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティに関する取組の実施状況  
(平成31年4月1日から令和3年7月15日までの実績)

機関名	取組内容
大阪矯正管区	未実施
近畿地方更生保護委員会	未実施
大阪保護観察所	未実施
神戸保護観察所	未実施
大阪法務局	未実施
大阪国税局	・PDFで掲載する内容については、HTML形式でも掲載することを原課に推奨
近畿中国森林管理局	・PDFファイルと同じ内容のページの作成・掲載 ・CMSの機能によるウェブアクセシビリティの確認
瀬戸内海漁業調整事務所	・CMSの機能によるウェブアクセシビリティの確認
近畿経済産業局	・出先機関独自のウェブアクセシビリティに関する方針を作成し、ホームページで公表 ・アクセシビリティに対応したPDFファイルの作成
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	未実施
近畿地方整備局	・出先機関独自のウェブアクセシビリティに関する方針を作成し、ホームページで公表 ・出先機関でホームページにおけるJIS規格への適合状況の試験を実施 ・読み上げソフトによるウェブアクセシビリティの確認 ・アクセシビリティに対応したPDFファイルの作成
近畿運輸局	未実施
神戸運輸監理部	未実施
大阪航空局	・出先機関独自のウェブアクセシビリティに関する方針を作成し、ホームページで公表
大阪管区气象台	未実施
第五管区海上保安本部	未実施
近畿中部防衛局	・アクセシビリティに対応したPDFファイルの作成 ・色のみでの区別は行わない、文字色と背景とのコントラストの確保する等

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査対象機関自らによる実施実績がある取組について記載

図表 3-(1)-④ 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティに関する取組未実施の理由、必要性・今後の取組予定

機関	未実施の理由	実施する必要性についての見解・今後の取組予定
大阪矯正管区	ウェブアクセシビリティについて承知していなかった上、ホームページの更新対応に追われ対応ができなかった。	今後、半年に1回程度、ウェブアクセシビリティに関する確認の実施を検討している。
近畿地方更生保護委員会	当委員会のホームページに関して自ら実施していることは、掲載情報	「未実施の理由」欄のとおり。

	の更新、追加に係る法務本省（保護局）への依頼であり、ウェブアクセシビリティ確保に関する取組を独自に行える権限を付与されていない。取組の必要性の判断等は、法務省本省において行うものと認識している。	
大阪保護観察所	（近畿地方更生保護委員会に同じ）	（近畿地方更生保護委員会に同じ）
神戸保護観察所	（近畿地方更生保護委員会に同じ）	（近畿地方更生保護委員会に同じ）
大阪法務局	これまでにウェブアクセシビリティの向上を求める意見を受けたことがなく、現在のところ、当該取組の実施の必要はないと考えている。	「未実施の理由」欄のとおり。
中部近畿産業保安監督部近畿支部	当支部ホームページの閲覧者のほとんどは、当支部の所管業務に携わる者であり、これまで要望がなかったため。	現時点で、ウェブアクセシビリティに関する問合せはない状況ではあるが、必要に応じ経済産業省本省とも相談し、対応を検討する。
近畿運輸局	ホームページの更新等は、国土交通省本省が管理する CMS を利用しているため、地方運輸局が自由にホームページの構造等を更新等できないため。	国土交通省本省が、令和 2 年度にウェブアクセシビリティ確保のために整備した CMS 上のテンプレートに基づいたウェブアクセシビリティ対応を令和 3 年度中に実施予定
神戸運輸監理部	ホームページの作成は、国土交通省本省が管理する CMS を用いており、当該 CMS は「国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」に基づいていることから、一定のアクセシビリティは確保されていると認識しているため。	国土交通省本省が、令和 2 年度にウェブアクセシビリティ確保のために整備した CMS 上のテンプレートに基づいたウェブアクセシビリティ対応を令和 3 年度内に実施
大阪管区气象台	令和 3 年 2 月の気象庁ホームページの全面リニューアル時に、庁外のウェブアクセシビリティの知見を有する専門家が当該リニューアル全般に携わったことから、当台も含め、同庁ホームページのウェブアクセシビリティが確保されていると認識しているため。	ホームページ閲覧者からのホームページに対する意見・要望等の受付や外部（有識者、モニター等）によるホームページ点検等の実施を通じ、ウェブアクセシビリティ上、必要な対応があれば適宜実施する。
第五管区海上保安本部	当本部ホームページについてウェブアクセシビリティに関する問い合わせがないため。	実施の機会、予定なし。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑤ 参考調査した地方公共団体におけるウェブアクセシビリティに関する取組の実施状況

地方公共団体名	取組実施内容
大阪市	大阪市ウェブアクセシビリティガイドラインを策定し、職員に周知するとともに、同ガイドラインの内容をベースにした研修を毎年度実施。
豊中市	CMS の機能によるウェブアクセシビリティの確認（一部禁止語彙の自動置換機能、ポップアップ画面による注意喚起機能）
池田市	CMS の機能によるウェブアクセシビリティの確認
神戸市	同市ホームページ内の抽出した 10 ページについて、障害者（視覚障害、肢体不自由）と高齢者によるユーザー評価を、平成 25 年以降毎年度、事業者委託で実施している。各ウェブページが目的通り機能しているかを評価し、評価結果を同市のホームページの改善に取り入れている。
姫路市	令和元年の同市ホームページリニューアル直後に、障害者（全盲、弱視、上肢障害者）、高齢者 5 人に、実際にホームページを閲覧して目的の情報にたどり着けるか実施してもらい、当該 5 人へのインタビューにより問題点の洗い出しを行い、把握した改善意見を基にホームページの修正を行っている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑥ ウェブアクセシビリティ確保のための取組に関する学識経験者や障害者団体等からの意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェックツールでのウェブアクセシビリティの確認には限界があるため、同ツールでの確認結果により可能なことについては自ら対応した上で、それ以外の確認は専門知識・経験を有する業者に検証を依頼することも有用（学識経験者）。</li> <li>・ ウェブアクセシビリティの確保は、チェックツールによる確認だけでは困難。読み上げソフトによる読み上げを行い、正確に理解できる内容かの確認が必要（障害者団体）。</li> </ul>
---

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑦ 事例発生機関におけるアクセシビリティ研修の実施状況（令和 3 年 7 月 15 日時点）

実績の有無	機関数	機関名
実績あり	3	近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部
実績なし	14	大阪矯正管区、近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、神戸保護観察所、大阪法務局、大阪国税局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局、大阪管区气象台、第五管区海上保安本部、近畿中部防衛局

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「実績なし」の機関のうち、近畿地方整備局及び神戸運輸監理部は、ホームページに関する職員研修については実施（ただし、近畿地方整備局のうち、港湾空港部は同研修の対象外）、その他の機関は同研修未実施（項目 1(1)ウ参照）

図表 3-(1)-⑧ 事例発生機関におけるアクセシビリティ研修の実績がない理由及び今後の研修実施等予定（令和3年7月15日現在）

機関名	理由	今後の予定
大阪矯正管区	・法務省本省主催のホームページに関する職員研修受講の機会がない。 ・ウェブアクセシビリティの確保については広報担当課職員の独学による創意工夫で対応していた。	法務省本省主催の同研修が実施されるか不明であり、今後も「理由」欄記載の内容で対応。
近畿地方更生保護委員会	法務本省からホームページ編集を独自に行える権限を付与されていない。	「理由」欄に記載のことから、実施予定はなし。
大阪保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	(近畿地方更生保護委員会に同じ)
神戸保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	(近畿地方更生保護委員会に同じ)
大阪法務局	広報担当課職員にウェブアクセシビリティに関する一定の知識があると考えていたことから、研修等への参加を検討しなかった。	システムの操作だけでなく、ウェブアクセシビリティ等への理解も含めた、当局でのホームページ研修なども必要に応じて実施したいと考えている。
大阪国税局	ホームページに関する技術的な面やウェブアクセシビリティ対応などは、国税庁本庁で対応している。	今後も「理由」欄記載の内容に変更が見込まれないことから、実施予定はなし。
瀬戸内海漁業調整事務所	水産庁本庁によるホームページの管理運営等やウェブアクセシビリティ等に関する研修受講の機会がなかった。	なし
近畿地方整備局 (注2)	特段の理由はない。 また、港湾空港部においては、代替テキストの設定等は、同部港湾計画課（広報担当課）にて対応を行っているため、当部全体での知識習得の機会を設けていなかった。	今回の調査を踏まえ、ウェブアクセシビリティの必要性を認識したことから、毎年度実施のホームページ担当者向けの講習会でウェブアクセシビリティに関する情報提供を検討する。 また、港湾空港部においては、現在予算要求中のCMS導入によるホームページ改修実施後は、各担当課において代替テキストの設定が必要となる可能性が高いため、アクセシビリティ研修の実施を検討している。
近畿運輸局	国土交通省本省が管理するCMSを使用することでウェブアクセシビリティが確保等できていると考えており、別途知識を取得する必要性を感じていなかった。	年1回開催している職員に対する広報研修に、ウェブアクセシビリティに関する内容を盛り込み、その周知を図って行くことを検討する。
神戸運輸監理部 (注3)	ホームページは国土交通省本省が管理するCMSを用いて作成することになっており、当該CMSは「国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」に基づく仕様となっていることから一定のアクセシビリティは確保されていると認識していた。	アクセシビリティ対応等も踏まえ、令和4年2月下旬から3月上旬の間に広報対策官が講師となり、各原課のホームページ更新作業担当者を対象に研修会を実施予定。
大阪航空局	ウェブアクセシビリティに関する知識習得は、研修を行わなくても、運用ガイドラインなど、ネット上の情報により、可能と考えていた。	なし
大阪管区气象台	気象庁本庁で実施する業務研修の内容においてプログラム作成や情報作成等もあり、また日常の業務において、イントラネ	現時点では実施予定はなし

	ット上のホームページのコンテンツ作成作業や、OJT 等により必要な知識を習得している。	
第五管区海上保安本部	ホームページに関する知識の習得は、担当職員間の引継ぎにおいて実施されており、ウェブアクセシビリティの確保についても特段の支障が生じていないと考えていた。	予定はなし
近畿中部防衛局	・防衛省本省が行うホームページに関する研修に参加する機会がない。 ・CMS の操作担当が広報担当課職員に限られているため、ホームページに関する知識習得に関しては同職員の事務引継の中で対応していた。	防衛省本省による研修機会がない限り、担当職員の事務引継の中で対応

(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 近畿地方整備局は、ホームページに関する職員研修を実施しているが、アクセシビリティ研修は実施していない。また、同局港湾空港部は職員研修の対象外とされている（項目 1(1)ウ参照）。
- 3 神戸運輸監理部は、ホームページに関する職員研修を実施しているが、アクセシビリティ研修は実施していない（項目 1(1)ウ参照）。

図表 3-(1)-⑨ 参考調査した地方公共団体におけるアクセシビリティ研修の主な実施内容

地方公共団体名	研修の主な実施内容
大阪市	大阪市ウェブアクセシビリティガイドラインの内容をベースに、ウェブアクセシビリティの必要性や、ページ作成・更新時、公開前の確認など継続して取り組むことの重要性及びウェブアクセシビリティに配慮したページ作成のポイントなどを説明、周知。
豊中市	令和 3 年 8 月に職員を対象に実施した CMS 研修の中で、ウェブアクセシビリティの重要性や確保のため必要になる具体的な方法を説明、周知。
池田市	令和 3 年 2 月の同市ホームページリニューアルに合わせ職員向けの CMS 操作説明会を開催。同説明会の中で、CMS のウェブアクセシビリティ機能の使用方法等を説明、周知。
神戸市	外部講師によるアクセシビリティの基本的な考え方、実際の事例を交えた注意点などに関する研修を令和元年 5 月に実施。また、職員向けに研修の内容を動画で公開。
姫路市	外部講師によるウェブアクセシビリティ対応が求められる背景や具体例、JIS 試験結果を交えてのウェブアクセシビリティ解説などの研修を職員や指定管理者向けに毎年度実施。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑩ 調査対象機関における PDF ファイルを提供する場合のウェブアクセシビリティの確保に関する対応の実施状況

※①及び②は JIS X 8341-3 を満たす対応、③～⑤は①及び②の対応が難しい場合の代替手段（運用ガイドライン（資料 8）において例示）

機関名	① PDF ファイルと同じ内容のページの作成・掲載の有無	② アクセシビリティに対応した PDF ファイルの作成の有無	③ PDF ファイルで提供されている内容の概要を説明するページの作成の有無	④ PDF ファイルで提供されている内容に関する問い合わせ先の明記の有無	⑤ PDF ファイルに併せて、Word などの元のファイルの掲載の有無
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所	有	無	有	有	無
近畿管区行政評価局	無	有	有	有	無
近畿総合通信局	有	有（注 2）	無	無	無
大阪矯正管区	無	無	無	無	無
近畿地方更生保護委員会（注 3）	無	無	無	無	無
大阪保護観察所（注 3）	無	無	無	無	無
神戸保護観察所（注 4）	無	無	無	無	有
大阪法務局	無	無	無	有	無
大阪出入国在留管理局	無	有	無	有	無
近畿財務局	無	有（注 5）	無	有	無
大阪税関	無	無	無	無	無
神戸税関	無	無	無	無	無
大阪国税局（注 6）	無	無	無	有	無
近畿厚生局	無	無	無	有	無
大阪労働局	無	無	無	有	無
兵庫労働局	無	無	無	有	無
近畿中国森林管理局	有	無	無	無	無
瀬戸内漁業調整事務所	無	無	無	有	無
近畿経済産業局	無	有	無	無	無
中部近畿産業保安監督部近畿支部	無	無	無	有	無
近畿地方整備局（本局）	有	無	有	有	無
近畿地方整備局（港湾空港部）	無	無	無	無	無
近畿運輸局	無	無	無	一部有（注 7）	無
神戸運輸監理部	無	無	無	無	無
大阪航空局	無	無	無	有	無
大阪管区气象台	無	無	有	有	無
第五管区海上保安本部	無	無	無	無	有
近畿地方環境事務所	無	無	無	有	無
近畿中部防衛局	無	有	無	無	無

（注）1 当局の調査結果による。

- 2 【近畿総合通信局】「② アクセシビリティに対応した PDF を作成」により対応する場合、ソフトウェアの仕様上、対応が困難な場合があるため、可能な範囲で対応したものを提供している。
- 3 【近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所】ホームページにおいて PDF ファイルを掲載していない（令和 3 年 11 月 2 日現在）。
- 4 【神戸保護観察所】ホームページにおいて PDF ファイルを掲載していない（令和 3 年 11 月 2 日現在）。なお、令和 3 年 7 月 15 日時点で掲載されていた「第 70 回“社会を明るくする運動”高校生等エッセイコンテスト」実施要綱の PDF ファイルは、アクセシビリティに対応していた（「② アクセシビリティに対応した PDF を作成」に該当）。

- 5 【近畿財務局】ファイルのPDF化は、音声読み上げに対応するよう、JUSTPDF等の作成ツールを使用して行い、コピー機のスキヤン機能によるPDF化は不可としている。
- 6 【大阪国税局】原則としてPDFファイルでの提供は行わないこととしており、PDFでの情報提供を行う場合においても、
- ・問い合わせ先の明記を行う
  - ・Acrobat等の作成ツールは最新に保つほか、アクセシビリティ設定を無効にしないことを「国税ウェブサイトガイドライン」で定めている。
- 7 【近畿運輸局】「④ PDFで提供されている内容に関する問い合わせ先を明記」については、対応できているものは一部のみ。

図表 3-(1)-① PDF ファイルを提供する場合に JIS X 8341-3 を満たす対応やその代替手段を実施していない調査対象機関と、その理由

機関名	JIS X 8341-3 を満たす対応及びその代替手段を実施していない理由
大阪矯正管区	掲載内容を更新すること以外の対応ができておらず、また、ホームページ更新担当者に対する研修等の機会がないことから、JIS X 8341-3 等ウェブアクセシビリティに関する知識を習得できていなかった。
近畿地方更生保護委員会	これまで、当該対応等をしないことによる苦情やその他支障が生じていない。
大阪保護観察所	これまで、広報手段としてホームページをほとんど活用しておらず、平成 28 年の JIS X 8341-3:2016 の制定以降、ホームページの更新も行っていない。
大阪税関	これまで JIS X 8341-3 への対応への必要性は理解していたが、マンパワーに限界があったため対応していなかった。 令和 3 年 11 月実施の財務省本省（関税局）主催によるウェブアクセシビリティ研修において PDF のアクセシビリティに関する説明があり、当該研修を受け、i) PDF ファイルで情報を提供する場合、各ページのタイトルや概要をページ本文に記載し可能な限りファイルを開かなくても概要が分かるようにする、ii) 当該対応が難しい場合、問い合わせ先を明記することにより、アクセシビリティの確保に努めている。
神戸税関	PDF と同じ内容の HTML によるページの提供は、マンパワーが不足しているため難しい。 PDF のアクセシビリティ設定についても、使用している Adobe のソフトにより、機能が異なること、職員の知識が不足していることなどから対応は難しい。 令和 3 年 11 月に財務省本省（関税局）が開催した「ウェブアクセシビリティ研修」時に PDF のアクセシビリティ設定に関する説明があり、これを踏まえ、PDF ファイルにより情報提供する場合は、可能な限り PDF ファイルの各ページのタイトルや概要をページ本文に記載するよう留意し、それが難しい場合は、問い合わせ先を明記することで対応したい。
近畿地方整備局（港湾空港部）	PDF ファイルと同じ内容のページを作成、掲載するなど、同ファイルに関するウェブアクセシビリティの確保について、理解が十分でなかったため、対応できていなかった。 実施予算を要求しているホームページの改修後に対応することを検討している。
近畿運輸局	ウェブアクセシビリティの必要性は理解しているが、人的、時間的に対応する余裕がない。
神戸運輸監理部	JIS X 8341-3 について、現在の担当者まで知る機会がなかったため、現在のところ対応していなかったが、令和 3 年 10 月以降、可能な限り PDF ファイルに併せて Word ファイルも添付することとした。



第五管区海上保安本部	JIS X 8341-3に基づく対応を行っていない。 ウェブアクセシビリティに関する認識はなく、また、PDFは編集されにくいことから、安全性の観点からPDFでの掲載をしていた。
------------	---

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑫ PDFによる情報提供に関する学識経験者や障害者団体等からの意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機関、民間企業にかかわらず、ホームページ編集担当者は、印刷に適しているPDFで提供するとの意識がある事例が多いが、PDFは特に表や段組の閲覧において、音声読み上げに適していないので、非常に困っている。(ホームページ制作業者)。</li> <li>・ 最近の読み上げソフトはPDFもある程度読めるようにはなってきたが、画像のみで代替テキストの設定のないものは読み上げ自体が不可能であり、また、同テキストが付けられているものでも、表や段組が複雑なものでは、読み上げソフトが正しく読み上げるよう、文章の更正や表の内容の説明などの配慮が必要である(障害者団体)。</li> <li>・ PDFを提供するのであれば、代替テキストの設定などアクセシビリティ対応を検討する必要がある(学識経験者)。</li> <li>・ PDF形式による情報提供が非常に多いが、パソコンの場合、PDFを読み上げるために別のソフトを新たに買う必要があるため、様式等をダウンロードしても中身が分からないことがある。また、タブレット端末の場合、基本ソフトに搭載された機能でPDFについても読み上げが行えるが、読み上げる順番が適切でなかったり、読み上げる単位がページごとになるため読み返しにくく、情報を得にくい(特別支援学校)。</li> <li>・ 情報の内容によっては、複製やレイアウトの乱れを防止するため等の理由でPDF形式により情報が提供される場合もあると思われるが、PDF形式である必要がない情報についても、PDF形式で提供されている例もあるように感じる(特別支援学校)。</li> </ul>
--

(注) 当局の調査結果による。